

足助町 第 15 号
平成 16 年 5 月 14 日

神原 悟志 様

足助町長 矢澤 長



公文書 任意的 公開 回答書

平成 16 年 5 月 14 日付けで申出のありました公文書の公開については、次のとおり回答します。

公文書の名称又は種類	成年後見制度に係る町長による審判請求に関する文書 ①審判の請求手続とうの詳細を定めた要綱、内規等 ②審判請求及び成年後見制度活用に係る15、16年度の予算の詳細 ③H12年度～H15年度までの年度毎の審判請求実績
回答の区分	<input type="checkbox"/> 全部公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <input checked="" type="checkbox"/> 全部非公開
公開の日時	年 月 日 () <input type="checkbox"/> 午前 時 分 <input type="checkbox"/> 午後
公開の場所	
公開しない部分	
公開しない理由	条例第7条第 号に該当するため ① 未作成 公文書を保有していない ②・③ 事業が存在しない
公開が可能となる日	年 月 日以後
担当課	住 民 課 (担当者) 鈴木 貢 電 話 (0565) 62 - 2714 (内線) 番

備考

- 1 公文書等の公開を受ける際には、この回答書を提示してください。
- 2 自己情報の公開の場合は、この回答書のほか、運転免許証、旅券等本人であることを証明する書類を持参してください。
- 3 指定された日時に来庁できない場合は、あらかじめ担当課までご連絡ください。
- 4 公開が可能となる日は、あなたが申出した公文書等について、公開しない理由がなくなる日があらかじめ明示できるものについてのみ記載されていますので、その日以後、改めて公開の申出をすることができます。